



山形県公報

平成16年12月28日(火)

号 外(74)

目 次

告 示

兼用工作物の管理協定の締結.....	(最上総合支庁建設総務課) ... 1
同	(同) ... 同
同	(同) ... 2

告 示

山形県告示第1225号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、河川管理施設と公園との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年12月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系升形川
- 2 河川管理施設の名称
右護岸
- 3 河川管理施設の位置
新庄市金沢字中村1274番1の一部、1277番1の一部、1278番2の一部、2889番の一部、2890番の一部及び国有地の一部並びに同市金沢字沖1141番1の一部、3868番の一部及び国有地の一部
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 山形県(公園管理者)
住 所 山形市松波二丁目8番1号
代表者の氏名 山形県知事 高橋 和雄
- 5 管理の内容
日常の維持管理及び修繕並びに兼用工作物のうち園路、排水路、階段、高木、張芝、地被類、築山、覆土、玉石縁石、修景飛び石、さじき席、ベンチ、名称板の大規模修繕、改築又は撤去
- 6 管理の期間
平成15年12月15日以降公園の存続する期間

山形県告示第1226号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項の規定により、都市公園と河川管理施設との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年12月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市公園の名称
最上中央公園
- 2 公園施設の名称

間知ブロック、管理用道路、自然石ネット、連結自然石空積、覆土ブロック、自然石マット、暗渠管、園路、排水路、階段、高木、張芝、地被類、築山、玉石縁石、修景飛び石、さじき席、ベンチ及び名称板

3 公園施設の位置

新庄市金沢字中村1274番1の一部、1277番1の一部、1278番2の一部、2889番の一部、2890番の一部及び国有地の一部並びに同市金沢字沖1141番1の一部、3868番の一部及び国有地の一部

4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 山形県（河川管理者）
住 所 山形市松波二丁目8番1号
代表者の氏名 山形県知事 高橋 和雄

5 管理の内容

兼用工作物のうち間知ブロック、管理用道路、自然石ネット、連結自然石空積、覆土ブロック、自然石マット及び暗渠管の大規模修繕、改築又は撤去

6 管理の期間

平成15年12月15日以降河川の存続する期間

山形県告示第1227号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設と公園との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年12月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 河川の名称

一級河川最上川水系金山川

2 河川管理施設の名称

左護岸

3 河川管理施設の位置

最上郡金山町大字金山字久保605番3の一部、605番4の一部、606番1の一部、606番2の一部、608番3の一部、608番13の一部、608番15の一部、608番17の一部、608番19の一部、608番22、608番23の一部、641番の一部、643番2の一部、646番5の一部、646番6、646番8の一部、646番9の一部、646番10、646番11の一部、646番の12、646番13、646番15、646番19の一部、646番20の一部、646番36、646番37、646番38、646番39、646番40、646番41、2122番16の一部、2122番19の一部及び国有地の一部並びに同大字字羽場国有地の一部

4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 金山町
住 所 最上郡金山町大字金山324番地の1
代表者の氏名 金山町長 松田 貢

5 管理の内容

日常の維持管理及び修繕

6 管理の期間

平成16年4月1日以降公園の存続する期間